

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

運営ビジョン

ケアプラザの運営は地域にある課題を多角的に捉え、地域ケアプラザの使命である、『地域の中で市民が孤立することなく、また支援を要する人を地域で支える「地域づくり」「地域のつながりづくり」などの活動を行う市民にとって身近な拠点であること』を目指し、さらにはあらゆる世代において、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」の実現に向けて、活動していくことが大切だと考えます。

担当させていただく4つの連合自治会にはさまざまな特色と課題があります。

近年、相談支援や各会議等、地域の方とのお話し合いの中から特によく出る課題は「認知症」「単身世帯」「見守り」「地域活動の担い手不足」「核家族」「一人親」「ひきこもり」「居場所」といった言葉です。今後、団塊の世代が75歳以上になる、いわゆる2025年問題に向けた地域包括ケアシステム等の対策だけではなく、幅広い世代の方々が協力し合っていく「地域共生社会」の実現に向けて、我々はより地域に近い場所で、人と人とがつながることができる支援を行いたいと思います。これらのことからも、次期指定期間に必要なことは「結びつき」だと考えます。

地域で声が掛け合える、顔見知りになる、といった「つながり」よりも一歩深めた、困ったときには誰かが誰かにつなげてくれる、自分の居場所がある、人や地域が気に留めて、しかも行動してくれる、人と人、地域と地域、人と地域、色々なつながりをさらにつなげて結びつける、そんな「結びつき」をぜひ実現していきたいと思います。

具体的な取り組み

1. 「結びつき」への取り組み

「つながり」づくりは今まで地域や区、区社会福祉協議会の方々が取り組んで、実施してまいりました。我々が目指すものは、「つながり」よりも一歩深めた「結びつき」を実現すべく、引き続きそのような活動を支援しつつ、これまで培ってきた経験と地域とのつながりを生かし、より深めた繋がりである「結びつき」を意識しながら、横浜市樽町地域ケアプラザに求められている役割について、より身近な地域で活動ができる分室機能も含め、果たしていきたいと思います。

2. 情報を集め、整理し、発信します。

地域ケアプラザには情報が多くあり、地域の皆様にも情報提供をしています。ただ、多くの人に地域ケアプラザが多方面の関係者とつながりを持っていることが伝わっていません。

地域には情報がたくさんあり、活動も多くあります。樽町地域ケアプラザのよさは4つの連

合があり、活動数も多く、この情報を地域へと還元することができます。また、横浜市、港北区、港北区社会福祉協議会、ケアプラザ、コミュニティハウス、地区センターなどが行う保健・福祉に関する活動もたくさんあり、これらの情報も地域へ還元することができます。

我々は地域により近い場所で、生活されている方々に地域の情報を生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターを中心にケアプラザ職員全体で整理し発信し、結びつきを強くして参ります。

3. 地域ケアプラザが行う事業

①介護予防の取組推進

- ・元気づくりステーション事業の推進

②地域包括支援センターの機能強化

- ・地域ケア会議の推進

③地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

- ・地域福祉保健計画の推進

- ・地域活動やボランティア活動の支援

④認知症施策の推進

- ・介護者のつどいなど、介護者に対する支援

- ・認知症サポーター養成講座

- ・認知症高齢者等への支援

⑤高齢者・障害児(者)・子育て支援事業

⑥たるまち芸術祭

- ・ボランティア団体の活動発表会

⑦樽町地域ケアプラザ福祉まつり

- ・4連合町内会の協力による福祉をテーマとしたイベント

⑧玄関前プロジェクトの推進

- 2025年に向けてよこはま地域包括ケア計画に基づき、交流や介護予防を行える場所が地域の身近な場所でも行えるようにケアプラザができるることをして行くことを目的とするプロジェクト。



令和元年福祉まつりの様子



玄関前プロジェクト(交流)

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

綱島地区

人口43,598人と大きな地区で、65歳以上の高齢者人口は15.6%。綱島駅を中心に商業地、住宅地が広がっています。

【課題】綱島西地区の活動拠点が、地区センターや上町会館となっているため、綱島西5~6丁目のエリアの方々からは通いづらく、集える場所もないため、日吉本町地域ケアプラザにいかれる方も多い。

【将来像】新綱島駅ができつつあり、今後も人口が増えていくことが予想され、相談も増え、多様化していくことが見込まれます。

【連携方法】綱島地区では春の綱島三大花祭り、子どもすもう大会、盆踊り、スポーツフェスティバル、第九演奏会などイベントが多く開催されます。実際に足を運び参加し、地域の方々との触れ合いの中から情報交換をしていくことが何よりの連携と考えます。

大曾根地区

人口10,978人、65歳以上の高齢者人口は23.6%。地域には住宅が広がり、緑も多く自然に恵まれた環境になっています。課題として、担当地区の中では高齢者率が高い地域となっており、日常的な単身高齢者支援や緊急時の要援護者支援が重要になっております。

【課題】単身世帯の割合が多く、買い物や外出が困難な高齢者も多い。また、集える場所が少なく、地域の活動では担い手が不足している。

【将来像】民生委員児童委員による活動が活発な地域であり、大曾根会館以外に新しい居場所ができている。高齢化率は高く今後も増えていくと予想される。

【連携方法】大曾根支えあいネットワークへの出席、やすらぎ昼食会、盆踊りや福祉まつりなどへ参加し、地域の方と協働し連携していく。

樽町地区

人口17,515人、65歳以上の高齢者人口は13.2%。高齢化率は低くなっています。若い世代も多い、3つの学校区に分かれており、若い世代同士のつながりが持ちにくい。平坦な地区が多く緑に恵まれています。

【課題】大規模マンションが多く、マンション住人の情報が入らず、民生委員も介入しづらい。また、若い子育て世代の人口が多く、地域イベントの参加は多いが地域活動への参加は少ない。

【将来像】マンション建設により急速に増加してきた人口もやや緩やかになっていき、現在は若い世代が多いが、高齢者や年少人口も増え、年齢のバランスが取れた状態に変化していくと考えられます。

【連携方法】地域のイベントも多く、30周年を迎えた「わかば会」、サロンや子育てサークルの準備や会議などケアプラザを使用されることが多くあり、参加や支援をしながら連携していく。

師岡地区

人口10,489人、65歳以上の高齢者人口は20.4%。環状2号線沿いに大型商業施設も

あり、緑が豊かで自然も多く、公園や農地が点在している。

【課題】山坂が多く、またケアプラザまでは遠いため、ケアプラザだけではなく町内会館を拠点とした地域交流を積極的に進めて行くことが大切だと考える。

【将来像】地域と商業施設、郵便局、企業の連携ができており、今後も地域との活動が期待される。

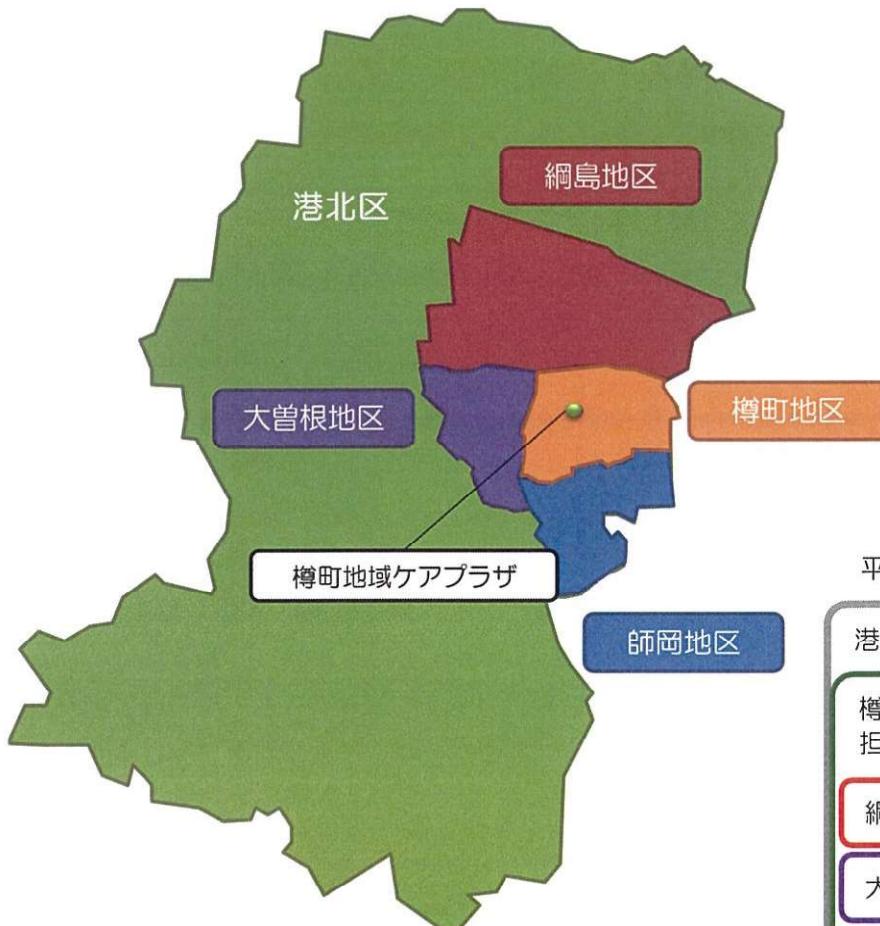
【連携方法】町内会、地区社会福祉協議会、ひとつプランのグループ活動へ参加し、連携を強化していく。

各地区との共通の連携方法

各地区との連携について、共通しているものは下記の通りとなります。

- ・樽町 CP の運営に関する運営協議会
- ・地域ケア会議
- ・エリア内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議・介護医療連携推進会議
- ・地域福祉保健計画地区別推進委員会
- ・民生委員児童委員協議会
- ・地区社会福祉協議会、サロン、老人会、イベント等

樽町地域ケアプラザ担当地域及び人口



平成 31 年 3 月末

港北区人口 346,670 人

樽町地域ケアプラザ
担当エリア人口 82,580 人

綱島地区人口 43,598 人

大曾根地区人口 10,978 人

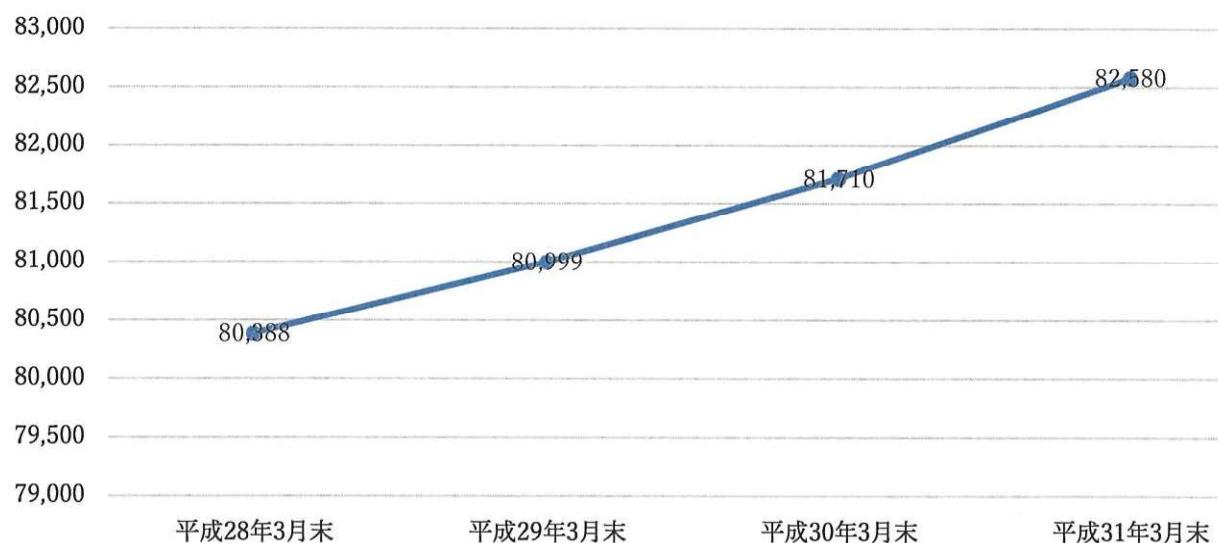
樽町地区人口 17,515 人

師岡地区人口 10,489 人

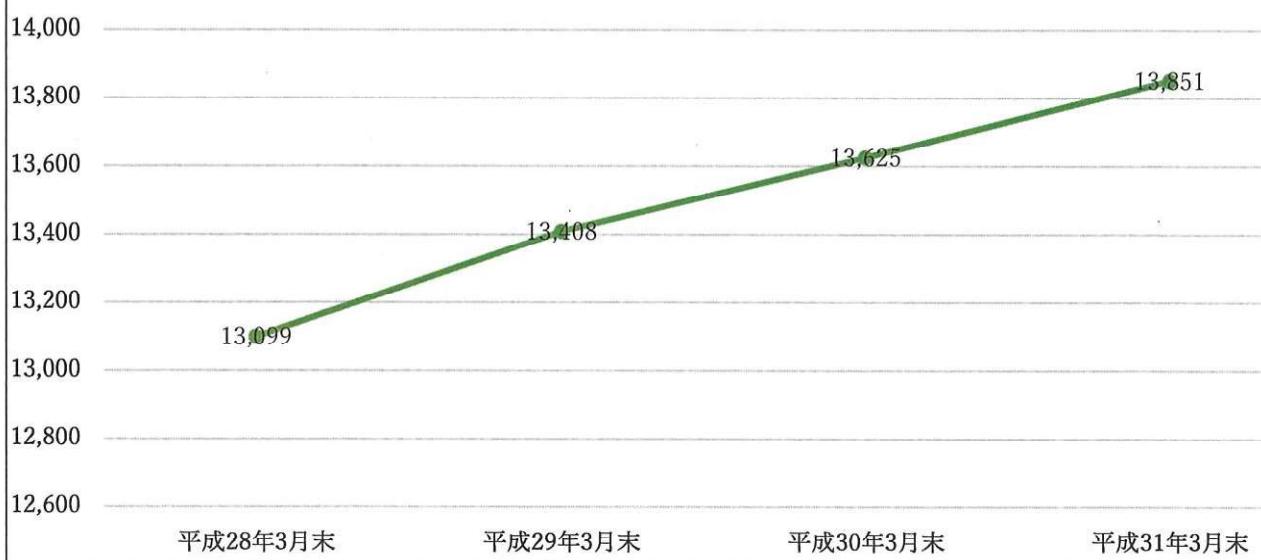
年度別地区人口及び高齢者人口

	平成28年3月末		平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	人口	65歳以上	人口	65歳以上	人口	65歳以上	人口	65歳以上
綱島	41,781	6,520	42,122	6,664	42,873	6,741	43,598	6,804
樽町	17,107	2,053	17,476	2,133	17,492	2,218	17,515	2,311
大曾根	11,056	2,499	10,983	2,538	10,940	2,566	10,978	2,592
師岡	10,444	2,027	10,418	2,073	10,405	2,100	10,489	2,144
4地区合計人口	80,388	13,099	80,999	13,408	81,710	13,625	82,580	13,851

年度別4地区合計人口推移



年度別4地区合計高齢者人口推移



(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

(1) 地域福祉保健計画推進について

これまで各職員が区役所や区社協の担当職員と連携をとりながら各種活動や推進会議等の支援を地区ごとに行ってきました。令和元年度からは第4期計画が始まっています。基本理念『誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう』をもとに、地域ケアプラザの特性を活かし、区行政と足並みを揃えながら、率先して4地区の推進支援に努めます。

(2) 区政運営方針との連携について

今年度も区政運営方針を視野に入れながら、区行政の担当職員と共に各職員がこれまで関わってきた「ひっとプラン港北推進事業」をはじめとする、高齢者、障害児者、子育て支援を柱に、地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業実施に努めます。

各種事業の推進及び地域の活動支援において、区担当職員と足並みを揃えながら業務を行いました。

(1) ひっとプラン港北推進支援

4地区の推進委員会や役員会、事業等に参加し、計画推進の支援を積極的に行っております。
直近年度における推進会議等への参加数

平成28年度 延54回訪問

平成29年度 延53回訪問

平成30年度 延39回訪問

平成31年度 延15回訪問

※平成31年度は9月末現在

(2) 区政運営方針との連携について

重点事業を中心に、各分野（子育て、障害、高齢者支援）の支援や事業を実施しております。

①高齢者支援

- ・介護予防普及強化事業の実施
- ・元気づくりステーション運営支援（綱島東地区）
- ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
- ・認知症サポーター養成講座の開催（中学校、銀行、老人会、町内会など）
- ・地域ケア会議の実施（個別・包括レベル）



認知症サポーター養成講座

②子育て支援

- ・赤ちゃん会
- ・離乳食教室
- ・子育て支援者会場
- ・パパの子育て教室
- ・サークル活動支援 他

③要援護者支援

- ・一人暮らし高齢者見守り事業
- ・要援護者支援（ひとつプラン港北地区計画事業も含む）

④障害児者支援

- ・こうほくからふる 他

⑤緑のカーテン植栽と周知活動他

- ・港北オープンガーデンに参加
- ・隣接する「樽町しょうぶ公園」の管理支援。

⑥他の地域ケアプラザとの連携

- ・隣接するケアプラザとの共催事業
- ・区内地域ケアプラザとの共催事業
- ・隣接他区地域ケアプラザとの共催事業

実績：「介護のイロハ」

（駒岡地域ケアプラザ・師岡コミュニティハウス平成28年度共済事業）

（駒岡地域ケアプラザ・馬場地域ケアプラザ・師岡コミュニティハウス平成29年度共済事業）



事務所前の緑のカーテン

2 団体の状況

（1）団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

私たち法人の理念は、障がいの有無や年齢に関わらずだれでも当たり前の生活が地域の中でなじうる、またその人らしくよりよく生きることが叶う、そんな社会を創りだすことにあります。そのために、それぞれの施設が持っている当然の役割に加えて、出会うこと、知り合うこと、支え合うこと、これらを地域の中で支援するべく、以下を宣言します。

1. 「共生」を旗印に、地域の中で誰もが安心して共に生活できることを目指し、また、地域へ進んで乗り出し、地域とともに歩み、汗し、息づく活動であること
2. 無知、無理解、偏見、差別という過程を超えるため、障がい当事者等との出会いの場をつくり、障がい当事者等が地域、社会、そして制度を創っていくことを協働すること
3. 障がい当事者等の自立、主体性、参加、選択、決定を大きな柱にして、施設の枠を超えて地域で生きることに視点をあて、ノーマライゼーション理念の実践体たること

以上の法人の理念の下、誰でもが共に生き、共に育ち合う地域社会の実現に取組み、地域に根差し信頼される法人を目指しています。港北区に誕生して26年が経ち、この間、市内に45ヶ所を超える高齢系と障害系、児童系の入所と通所、居宅支援と多岐にわたる事業展開を行い、障害系事業では特に重度の方の支援を中心にしてきました。

当法人は、その名の通り地域社会の幸せをプロデュースすることで、地域に共生の文化を作ることを目的として、これまでニーズに対応するだけでなく、当法人の持つ専門性やノウハウといったシーズの部分も大事にして、各施設の課題に取り組んできました。また、幅広い事業を展開していくことで、ダイバーシティやソーシャルグッドの最前線を進んでいると自信しています。

一方で、「誰一人取り残さない」というソーシャルインクルージョンの考え、つまり、共生社会の実現のためには、当法人で働く職員たちの育成や意識改革、健康管理も重要な要素と考えています。

法人の全職員対象の人権研修や基礎的専門講座、分野別専門研修、施設ごとの研修等、毎年『研

修ノート』を作成し、職員だけでなく地域住民や他法人職員等にも開放した公開講座も多数開催しています。しっかりととした研修制度があることで、職員の知識、技術、意識の醸成につながっています。

また、約3年前の電通の高橋まつりさんの労災事故のニュースを見て、法人に中央衛生委員会を設けました。職場環境が健康でなければ職員は育ちません。職員が仕事にやりがいを持ち、自分の心身の健康管理にも気を配る意識を持ち、主体的に取組み、働きやすい健康な職場環境作りを推進することを目的とし、法人内で課題の共有化を図っています。法人全体で取り組むことで、働き方改革にも速攻で対応することが出来ています。ストレスチェックも50名未満の事業所にも行い、職員全体を視野に入れたきめ細やかな対応を行っています。

当法人が運営するケアプラザは港北区内に4ヶ所あり、それぞれの地域の課題に取組んできた結果、今では、地域になくてはならない存在となっています。港北区の中にケアプラザと障害系施設を経営している強みを生かし、地域課題に向き合い、これまで地域の方々と共に築いてきたものを大切にしながら、地域共生社会の実現を主導する役割を果たしてゆきたいと思います。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

法人全体の令和1年度予算は、約36億円の事業活動収入を見込んでいます。前年度は、入所施設の大規模修繕等があり資金収支は500万円強の赤字でしたが、今年度は予算通り順調に推移しています。事業所数が多いため、予算計画及び予算執行にあたっては制度改革や経済情勢変動、ご利用者の増減等にも対応すべく合理的で安定的な経営基盤を目指して、法人全体を視野に入れた計画的な執行を行なっています。

29年度から監査人を導入したこと、財務管理やガバナンス等の向上にも繋がっています。

また、法人税等は収益事業を行っているため、毎年度正確な税務申告を行い、市・県民税を納付すると共に、一般会計においても消費税の税務申告を行い、遅滞なく納税を行っています。安定した経営を継続させるため、施設ごとの独立採算制を探りながら、余裕のある事業所からは法人への繰入を行うなど法人の財政基盤を築き、弱小の事業所や新規事業所等の立上げ時に掛かる経費等を、法人から繰入や短期貸付を行い財政状況の健全性を確保しています。また、財源の有効活用として、様々な社会貢献活動も行っています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザでは、地域活動交流・地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・居宅介護支援及び通所介護等各事業を円滑かつ相互の相乗効果をさらに高めて行くためには、職員の確保や体制基準に基づく、適正な人員配置は最低限の必要要件と考えています。

従って、現在の樽町地域ケアプラザの職員配置につきましては、配置基準を上回る人員配置を確保し、質の高いサービス提供とサービスの充実を目指して「地域に信頼と頼りになる施設づくり」を推進して行きたいと考えた職員を配置しています。

なお、所長（予定者）につきましては現在勤めているものを継続していく予定です。

基本的内容

(1) 職員の確保について

日頃から職員とのコミュニケーションを大事にして情報交換・相互理解に努めることが、仕事に対するモチベーションを高め、職員の安定確保に繋がっているものと思います。

(2) 半年毎に全職員面談を実施し、職員との話し合いの中から意向や要望を聞いております。

また、その中から課題解決や目標設定を行い業務に活かしています。

(3) 必要な有資格者・経験者の確保策

現職の職員の資格取得及び経験者については法人の自主研修助成制度等も活用しながら資格取得及び自己研鑽のサポートをしてまいります。

また、欠員が生じた場合は法人内及び非常勤職員から常勤職員の登用、職員関係者からの紹介制度も活用し、人材の確保に努めます。

(4) 現状の職員配置状況（令和2年2月1日現在）

所長（施設管理者）……常勤1名

地域活動交流……常勤1名（コーディネーター）

 非常勤6名（サブコーディネーター）

地域包括支援センター（分室含む）……常勤6名

 （看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士 各2名）

 ・介護予防支援……非常勤8名（介護支援専門員8名）

生活支援体制整備事業（分室含む）……常勤2名

居宅介護支援……常勤3名（介護支援専門員）

通所介護……常勤3名（生活相談員兼介護職員2名・看護師1名）

 非常勤39名（看護師・介護職員・運転手）

 ＊給食（厨房）は専門業者へ委託しています。

事務職員

 常勤1名（庶務・経理等関係）

 非常勤2名（包括支援センター・デイサービス）

合計……………72名・（常勤職員16名・非常勤職員56名）

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

研修について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

研修計画概要

- ①施設内研修（毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他）
 - ②法人研修（新任研修・各種専門職種研修・部門間合同研修・業務研修・人権研修他）
 - ③市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
 - ④市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
 - ⑤介護保険事業者研修（義務付け研修・任意研修他）

その他

個人情報保護・救急法・感染症予防や通所介護部門の年間を通した研修等は、現在ほぼ定例化されていますので、それらを計画的に実施して行きます。

法人のケアプラザ合同の研修も、現状に準じ、継続していきます。新採用常勤であれば法人主催の必須研修もあります。

また、法人独自に「研修ノート」を作成し事業所間で年間計画がわかり、参加できるように工夫しています。外部研修も積極的に活用します。

外部からの案内を所内メールや紙ファイルで職員に周知し、希望・必要に応じて、勤務内で派遣します。

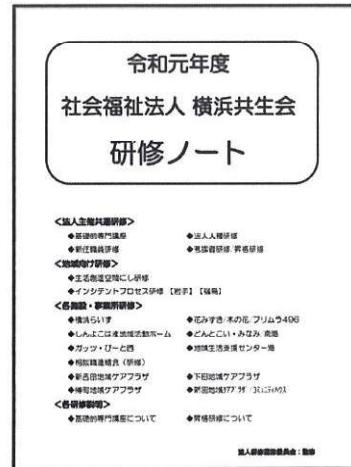
法人研修計画

- ・「研修ノート」において各事業所の年間研修計画作成
 - ・基礎的専門講座
 - ・目標達成プラン
 - ・法人ケアプラザ合同研修

主な内容：運転研修・メンタルヘルス研修・認知症研修・各部門の理解等

事業所研修

樽町地域ケアプラザ職員年間研修計画 各部門年間予定表を作成し内・外部研修へ参加。

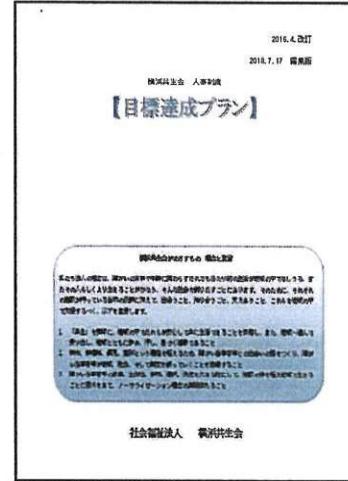


令和元年度 研修ノート

育成について

職員育成システムとしては、常勤職員には法人の「目標達成プラン」という目標管理・面談のルーティンがあります。各職員が年間の目標設定シートを作成し、振り返り、評価する等、自己研鑽の機会を設定し、やりがい・働きがいの感覚を醸成することで、職員の定着化を図っています。

パートタイム職員についても、普段のミーティングや定期面談等を通して、やりがいやスキルを高めます。



目標達成プラン

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設も17年を過ぎ安全確保及び長寿命化の観点から日頃より不具合等を記録し、早期に発見、把握し、施設を適切に維持保全していくことが重要となります。

施設を安全かつ安心して利用していただくためには、日々の管理が重要と考えます。

そこで、施設・設備の保守・管理については横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づき施設・設備の定期的な点検を実施し、横浜市への報告を行います。

さらに、施設管理の安全性を高めるためにも積極的に研修に参加し保守管理に努めます。

なお、総合設備点検、空調設備、消防設備、電気設備、機械警備、害虫駆除、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については専門の委託業者と契約し実施してまいります。

また、法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと日常点検として職員による巡回点検を行い、日常の衛生管理についてもご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・備品管理に努めてまいります。

予定実施内容

(1) 維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施いたします。

- ・施設を安全かつ衛生的に保ちます。
- ・施設の機能及び性能等を保ちます。
- ・合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ・建物や設備機器等について点検を行い、劣化・破損等の早期発見に努めます。
- ・環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

(2) 日常の維持管理について

- ・清掃(委託業者)
- ・設備、防火、防犯点検(委託業者・職員)
- ・建築物、設備自己点検(職員)

(3) 定期の維持管理について

- ・定期清掃(床・窓・照明・空調・害虫駆除：委託業者)
- ・エレベーター、自動ドア点検(委託業者)
- ・消防設備点検(委託業者)
- ・建物、設備総合点検(委託業者)
- ・電気設備点検(委託業者)

(4) その他

横浜市の公共建築物の保全に関する研修へ参加し適切な施設管理に努めます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

ご利用される方に安心、安全に施設をご利用していただけるようにすることは指定管理者として最も重要な責務と考えております。

従って、マニュアルの整備や職員の意識づけはもちろんのこと、事故時・緊急時に「人命最優先」を念頭に置き的確に対応できるように港北消防署のご指導のもと訓練を行ってまいります。

さらに、福祉避難所の機能を発揮できるよう応急備蓄管理やマニュアルの整備等、常に適切な維持を行います。また、地域と日ごろから災害時の役割や対応について情報を共有してまいります。

(1) 事故防止

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力し、さらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

- ・日々の設備器具等の安全点検を行うと共に朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図ります。
- ・事故防止強化月間を定期的に設定し「自己チェックシート」「安全運転チェックシート」等を活用し全員の自己診断チェックを行い事故防止に対する意識啓発を実施する。
- ・ご利用される方の安全を第一に考え、施設内に事故につながる危険個所が潜んでいいか法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡回点検を行い早期に発見、把握し必要に応じ対策を講じます。

(2) 緊急時の対応

事故発生時には「人命最優先」のもと、「事故防止・事故対応マニュアル」を活用し迅速に対応に当たります。また、同時に事故状況の確認及び情報を収集し、横浜市にその旨を報告するとともに事故対応を適切かつ迅速に行います。

さらに、指定管理者の責めに期すべき事由により損害賠償が発生した際にはその損害を賠償し、再発防止に努め責任義務を果たします。なお、緊急時の連絡体制につきましては職員専用の緊急連絡網を使用し連絡体制を整えます。

また、急病時の対応として利用者の急病やケガ等に関して、看護職員のみならず、職員の誰もが応急手当てを心がけるなど速やかな対応ができるようにするとともに、医療機関への連絡などの的確な対応を行います。

また、緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、ご利用される方の人命を最優先とします。



AEDを使用した救急救命活動訓練の様子

(3) 事件防止

館内外の巡回点検の際に不審者や不審物の発見に注意をしながら見回るとともに、施錠の確認、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。さらに地域の警察とも情報交換を行い防犯に努めます。

また、来館される方には入口で必ず顔を見て挨拶を行います。顔を見て挨拶することにより防犯意識を高めます。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には地域ケアプラザの役割である、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所である「福祉避難所」を開設するため、日ごろから災害に対する意識を持ち、防災訓練時には開設に関する訓練を実施いたします。

また、毎年開催される、港北区福祉避難所連絡会等に出席し最新の情報収集を行います。

(1) 事前準備

福祉避難所の開設については防災訓練において、全職員に周知徹底を図ります。また、応急備蓄の保管場所についても防災訓練時に確認し非常時に備えます。

(2) 運営方法

震度5強以上の地震及び他の災害等において開所時間外の場合、職員を参集し「福祉避難所開設・運営マニュアル」・「指定管理者災害対応の手引き」に沿って、福祉避難所の開設準備に入ります。さらに福祉避難所開設要請時は区役所、地域住民、関係団体等と協力し対応に当たります。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

(1)防災

ご利用される方の安全のため、職員の誰もが自然災害（地震、風水害等）や火災などの発生時に対応できるように防災訓練を年4回実施します。その際に災害時に行うべき優先行動を把握し、災害の際に行うべき行動に漏れがないように、実際の災害を想定した訓練いたします。

また、施設をご利用される方に対しては初回施設利用時及び1年に1回避難誘導路の説明をいたします。

防災訓練内容

- ・災害に応じて初期消火・避難誘導・通報・館内放送が行えるように訓練いたします。
- ・疑似体験用ができる体験訓練を実施します。
- ・消火器、避難口の確認を反復して行います。

(2)災害時の対応

災害時の対応につきましては港北区防災計画に基づき関係機関と協力して人命最優先で職員が対応に当たります。特に安全確認・被害状況などは迅速に行い港北区へ報告します。

(3)風水害時の対応

台風や豪雨などの風水害は、正確な気象情報を収集することにより、予想される事態において、早めに避難するなどの対策を取ることができ、浸水想定区域内にある樽町地域ケアプラザでの被害を最小限にとどめることができます。

情報収集においては、テレビやラジオで発表される気象庁からの警報・注意報や、消防団、警察署、市・区のツイッターや横浜市防災情報などを活用し、迅速に対応いたします。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

貸館

利用ご希望の団体は、「団体登録」の種別に従って異なる条件でご利用いただきますので、登録時の種別判断には適正を期します。また、月1回の「貸館受付会」で利用希望枠が重なった場合、団体どうしの話し合い・譲り合いで調整していただきます。

営利目的・政治活動等は予め禁止し、また、実施されているイベント内容に気を配り、公的施設としての中立性担保に努めます。

相談

利用者に提供される介護サービス等が特定の種類や事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に提案・調整し、インフォーマルサービスを含めた、多様な事業所等から総合的かつ効率的に支援が届くようにします。

これは、当ケアプラザの地域包括支援センターが相談者と居宅介護支援事業所を繋げる場合も同様です。当ケアプラザでは、居宅介護支援部門のケアマネジャーの数を適正に抑え、他法人のケアマネジャーも積極的に紹介しており、今後もそのようにしてまいります。

通所介護

地域に根差したデイサービス施設として、ご利用者の心身状況やご家族等の条件にかかわらず“この町にお住いの方は、どなたでも”受け入れることに努めます。認知症の方、介護度の重い方、医療対応が必要な方などどのような方でもケアマネジャー及び関係者と連携し、専門性を持った対応をいたします。また、そのための人権意識・介護技術の研修を継続します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

お客様の満足度は、お客様が「自分の意見・希望が実現した」と感じる時に高まる、と考えています。職員なりにベストを尽くしながらもそれが独善となることのないよう、ご利用のお客様や地域の方々が意見・苦情を伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

具体的には

- 1 明るい挨拶をはじめとして、職員側からのコミュニケーションを図ります。
- 2 掲示物・ご意見箱やアンケート調査で、意見・苦情を聞き

たい旨をアピールいたします。

(ご意見箱は事務所から見えない場所に設置します)

- 3 運営協議会・地域の方の会議等で率直な意見交換を行います。

- 4 区内のケアプラザで統一の様式を用いたお客様アンケートを、今後も年1回実施します。抽出した課題は各部門の会議等で検討して対応策を講じ、アンケート回答結果とともにお客様への個別配付や情報ラウンジの「開示情報」コーナー・壁面掲示等で公表します。

- 5 苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会およびその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めた体制とっています。

- 6 ご意見・苦情は初期対応が大切となるため、統一した初期対応マニュアルで対応いたします。

- 7 苦情受付担当者及び責任者が不在の場合、どの職員でも不在時の対応ができるように研修を行います。

- 8 利用者等から寄せられた苦情等は苦情受付書に記録し、「内容→想定原因→対応経過→結果→再発防止」の順番で対応していきます。



苦情解決第三者委員用ポスト

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏ました取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護

個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であると考えます。そこで、個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定し、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する社会的責任を果たすことを目的に、「横浜市の個人情報の保護に関する条例」等に基づき全職員に対し研修を行い、「個人情報の保護」の理解に取り組んでまいります。

- (1)毎年、全職員を対象とした個人情報保護に関する研修を実施し、個人情報漏えい防止チェックシートに記入し「個人情報保護取扱い遵守に関する誓約書」に全職員が署名し職員の認識・理解度を確認いたします。
- (2)新採用職員については新任研修を実施し(1)を盛り込みます。
- (3)朝礼及び各会議において定期的に唱和を用いて、個人情報保護等の取扱いに関する確認を実施し個人情報漏えいの防止に努めてまいります。
- (4)「全体マニュアル」・「各部門マニュアル」を作成し、周知徹底を図り個人情報漏えいの防止に努めます。
- (5)個人情報の利用目的、基本方針については施設内に掲示し、ホームページにも掲載しております。
- (6)提供票、請求書、領収書等で個人情報を含む内容をFAX、郵送する場合は必ずダブルチェックを実施し、誤送付や誤送信を未然に防ぐ努力をしてまいります。
- (7)法人内の「個人情報管理委員会」や法人定例会議の「運営会議」「連絡調整会議」において事例検討などを行い、法人全体で個人情報・情報の公開への取り組みを行ってまいります。
- (8)横浜市が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加することはもちろん、職場内研修として、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の全職員へ周知徹底を図ります。
- (9)法人の定める「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理規定」や「職員倫理規定」に基づく行動指針等に従い適正・適切な個人情報の管理に取り組んでまいります。

情報公開

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をいたします。

法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人HPを通じて広く公開すると共に、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。

人権尊重

私たちは横浜市の施策である「横浜市人権施策基本指針」に従い、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、法人主催の人権研修においても、日々の業務を見直す機会と捉え、常に人権尊重を意識してまいります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮

公共施設を運営する上で環境への配慮は欠かせないものです。施設全体で環境問題に意識を持って研修・教育を行い、「ヨコハマ3R夢」に沿ってごみ減量化や分別を積極的に実施し資源の有効活用に努めるとともに、省エネ対策に取り組みます。

ごみの分別を積極的に進め、缶・ビン・ペットボトル・古紙・プラスチックなど、日ごろから分別に心がけリサイクルへの意識を高めます。すぐにごみとなるものを購入しない、もらわない、リサイクルしやすい製品を使用するなど、ごみそのものを減らす努力を行います。中でも特に、リデュース（発生抑制）の取り組みを重視し、使い捨てのものを使用しないことや繰り返し使える容器の使用、物品購入の際も梱包せずにリサイクルコンテナを使用している業者を選び梱包素材の無駄を省くなど、日々の積み重ねに努めます。

省エネ対策として、空調・照明・電気機器などの節電及びクールビズ・ウォームビズ等を推奨し、貸館利用者等にも理解を求めます。施設には、自動水栓や、夜間電力使用可能の床暖房設備がありますし、“節水コマ”や「音姫」等の節水装置も導入しましたので、それらを適切に活用します。

市内中小企業優先発注

指定管理者として「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めます。

現指定管理期間の実績で高額のものとしては、建物・設備の清掃や保守は、指名競争入札を行いつつ、一貫して市内中小企業に委託してきました。今後も、規程に従って指名競争入札や見積り合わせを行う場合には、市内中小企業を優先し、受注機会の拡大を図ります。

男女共同参画推進等

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を実行すべく、「横浜市男女共同参画推進条例」に沿いながら、人権研修等を活用して推進してまいります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

毎月1日の日に貸館受付会を実施し、登録されている福祉保健活動団体や福祉保健支援団体の会場確保のための支援を行っています。また、登録団体の紹介コーナーを設け、活動のPRや参加者募集を行い、各団体と地域住民の橋渡しを行いながら、それぞれの活動の裾野を広げるための支援を行っております。そして、利用団体には、活動を通じて社会資源化を目指し、地域へ広く受け入れられる団体に育成し、積極的なボランティア活動等へと結び付けていきます。

これまで課題としてあげていた、稼働率の低調な夜間時間帯について、各団体への周知として、団体へのPRや広報紙、施設ホームページ等を活用して利用促進を図っており、着実に増加しております。今後も利用促進に向けて、利用者の立場に立った視線を大事にしながら、誰もが分かりやすく利用しやすい施設を目指します。

日中の稼働率は平均50～60%の利用となっていることから、引き続き空室の多い夜間帯の利用促進を最優先課題としてとらえ、上記取組みを継続しながら、15%を目標に掲げながら、場の提供に努めます。

地域住民への情報提供につきましては、4連合町内会（約50の自治会町内会）協力の下、各班回覧をはじめエリア内を中心とした各種関係機関や施設等に毎月1回広報紙を発行しております。（2,500部／月）また、各職員が地域の会合や活動している場に随時訪問し、的確に事業等の周知や情報提供等を行ってまいります。

さらに、幅広い世代に情報を届けるため、インターネット上にブログを開設し、施設事業や地域活動を随時紹介。

そして、地域の発行物（イベントカレンダーや機関紙など）や地区独自に開設したホームページ（綱島・大曾根・樽町・師岡）にも、ケアプラザ事業を掲載してもらい、あらゆる広報媒体を活用しながら、より多くの住民への情報提供を行い、地域に身近な施設として、施設利用をはじめ相談等へつながるよう努めます。

参考実績

（1）登録団体数（合計97団体）※令和元年12月31日現在

（内訳） 福祉保健活動団体：58 福祉保健協力団体：30 利用目的外団体：8

法人福祉保健目的団体：0 法人福祉保健目的外：1

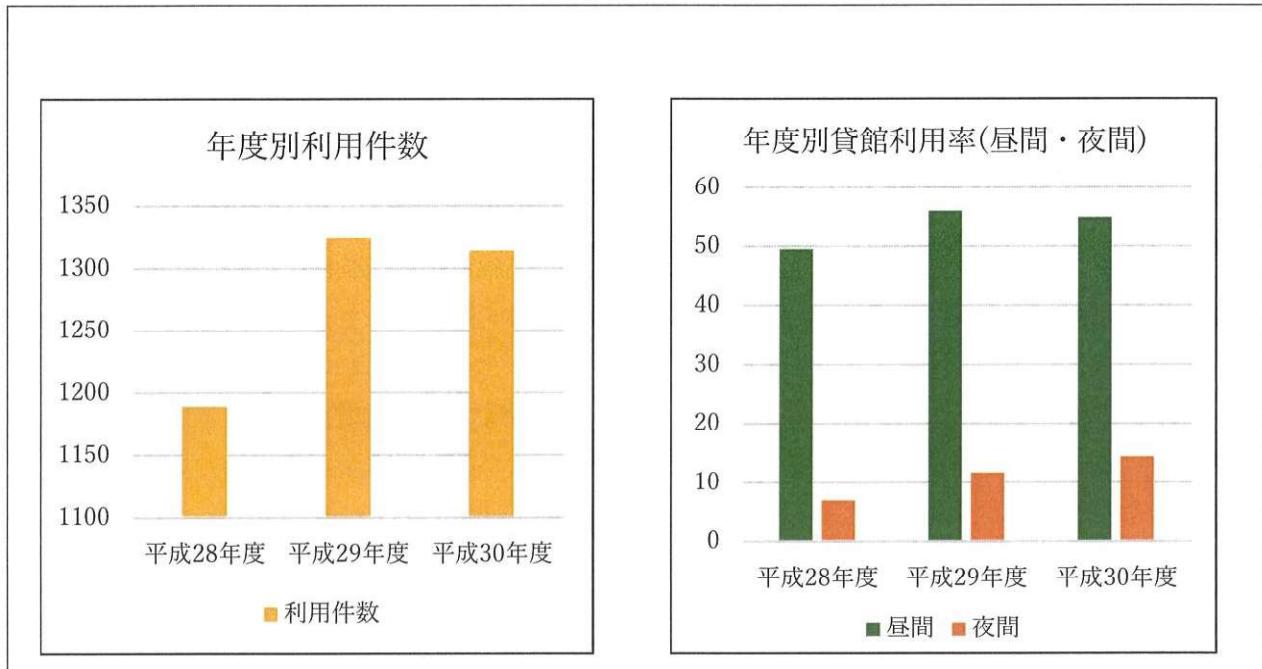
（2）直近年度の利用者数及び、利用件数と稼働率 ※平成31度は12月末現在

平成28年度 23,556人 1,189件 全体：40.5%（昼間：49.5%・夜間：7.0%）

平成29年度 24,168人 1,324件 全体：46.6%（昼間：56.0%・夜間：11.7%）

平成30年度 23,509人 1,314件 全体：46.2%（昼間：54.9%・夜間：14.4%）

平成31年度 15,320人 848件 全体：44.6%（昼間：52.8%・夜間：13.6%）



イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域の身近な相談窓口として、地域住民の生活を支援するための幅広い相談に応じ、関係機関との密接な連携体制の構築と維持に努め、相談者と一緒に課題に取組んでおります。そして、当施設は、人口が7万人を超える市内一の広域エリアを担当するにあたり、さらに円滑に効率良く効果的に相談対応ができるよう、平成26年度より社会福祉士職員を1名増員し、相談業務の強化を図っております。

子育て支援や障害児(者)支援については、地域の身近な相談窓口として位置付けられるよう、日頃より、地域活動交流部門と共に貸館や事業等を通じながら周知しております。

そして、区役所をはじめ各関係機関や地区民児協等の関係組織と日頃からの業務連携を図りながら、当事者やご家族の負担や不安を抱えさせることなく、課題解決へ導くべく相談窓口のワンストップサービスを目指します。

主な事業や関係機関との連機構築の場として

- ・「介護者交流会」
- ・「赤ちゃん会（7ヶ月未満・7ヶ月以上）」
- ・「子育て支援者会場」
- ・「離乳食教室」
- ・「みんなのたまり場」
- ・「ふれあい広場花しょうぶ」
- ・港北事業者連絡会（ガンバ港北）
- ・港北区自立支援協議会
- ・高次脳機能障害支援ネットワーク会議 他

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザの機能や役割を果たすためには、部門を越えた横断的な職員間の内部連携と、地域を包括的に支援するため、日頃からの関係機関との連携も必須と考えます。

1. 部門間連携

各職員が足並みを揃えて、効率的効果的に職務を遂行するため、毎年職場の年間目標を掲げております。さらに、定例職員会議等で各事業の進捗状況や課題・問題等の情報交換を行い、全職員の相互理解と共通の認識を常に深めながら、連携を図っております。

我々は「チーム樽」を合言葉に横浜市樽町地域ケアプラザの職員としてご利用される方に接します。

各事業担当間の連携

(1) 情報共有として

- ・事務所ミーティング
- ・デイサービスミーティング

(2) 施設の運営管理及び業務等の検討の場として

- ・運営連絡調整会議
- ・協力医ミーティング
- ・各部門会議（地域活動交流・地域包括支援センター・デイサービス・居宅介護支援）
※またデイサービス部門では、目的やテーマ別に担当職員間で以下の会議を実施。
- ・ステップアップ会議（常勤・非常勤職員の代表者）
- ・看護師会議
- ・ドライバー（送迎担当職員）会議
- ・保健衛生委員会
- ・事故防止・再発防止委員会
- ・個人情報漏えい防止委員会
- ・定期防災・施設管理委員会

(3) 運営法人による部門別会議（新吉田・下田・樽町・新羽の4館）

- ・地域活動交流・地域包括支援センター・通所介護・居宅介護支援

2. 関係施設、関係機関等との連携

地域ケアプラザの機能や役割を發揮するためにも、担当エリア内外を問わず、子育て支援・障害児者支援・高齢者支援・地区センター・コミュニティーハウス等との連携も大変重要と考えています。

常に互いの役割を理解しながら、ケアプラザが地域の身近な窓口となり、関係機関へつなぐ役割も担える存在として機能できるよう、顔の見える関係構築に努めています。

そして、関係機関との連携を図りながら、地域の関係団体とも協働し、地区の実情に沿った地域包括ケアシステムの構築を共に目指します。

主だった関係機関との会議等

- ① 区役所・区社協・ケアプラザ・地区センター・コミュニティーハウス
 - ・定例ケアカンファレンス
 - ・ひとつプラン港北地区別推進会議
 - ・地域ケア会議
 - ・施設連携会議
 - ・職種別連絡会（社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー・地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター）
- ② 介護保険各種事業・医療関係
 - ・地域密着型サービス事業所運営推進会議
 - ・介護医療連携推進会議
 - ・港北事業者連絡会（ガンバ港北）
 - ・横浜市港北区医師会地域包括ケアシステム部会
- ③ 障害児者支援
 - ・港北区自立支援協議会
 - ・こうほく高次脳機能障害支援ネットワーク
 - ・移動情報センター運営会議
- ④ 子育て支援、福祉教育支援
 - ・ココめーる編集会議
 - ・地区内 6 小中学校との連携

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関係団体や関係機関との協働を第一として考え、各職員が連携を図りながらネットワーク構築に取組みます。

- (1) 地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人会等）との連携をさらに深めるため、日々の各種会合やイベント等へ積極的に参加し情報交換や情報提供等を行っております。
- (2) 関係機関（区役所・区社協・各施設・事業所等）との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や双方向の遣り取りをしながら、連携強化に努めます。
- (3) 各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。地域福祉保健計画（「ひとつプラン港北」）の推進に対して、地域活動交流部門及び地域包括支援センターが中心となり、各地区における地域福祉のネットワーク構築や強化を目指し、地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともに行っております。
- (4) 個別の相談ケース等を分析しながら、この地域における課題や問題を把握し、地域の関係団体や関係機関とのネットワーク等を通じて、誰もが住みよく安心して生活できることができるための、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- (5) 樽町地域ケアプラザ分室を通して、地域の各団体の方とのネットワークの充実を図ります。

平成30年度参加実績

- ・樽町CPの運営に関する運営協議会(年2回)
 - ・地域ケア会議(年8回)
 - ・エリア内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議・介護医療連携推進会議(年40回)
 - ・地域福祉保健計画地区別推進委員会(各地区合計39回)
 - ・民生委員児童委員協議会(各地区合計47回)
 - ・地区社会福祉協議会、サロン、老人会、イベント等(各地区87回)
- 各職員がそれぞれの会議に出席させていただき、情報交換等を行っております。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

(1) 地域福祉保健計画推進について

これまで各職員が区役所や区社協の担当職員と連携をとりながら各種活動や推進会議等の支援を地区ごとに行ってきました。令和2年度は第3期最終年となり、それぞれの地区でも計画の振り返りがなされています。また、第4期計画も見据えながら、地域ケアプラザの特性を活かし、区行政と足並みを揃えながら、率先して4地区の推進支援に努めます。

(2) 区政運営方針との連携について

今年度も区政運営方針を視野に入れながら、区行政の担当職員と共に各職員がこれまで関わってきた「ひっとプラン港北推進事業」をはじめとする、高齢者、障害児者、子育て支援を柱に、地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業実施に努めます。

(1) ひっとプラン港北推進支援

4地区の推進委員会や役員会、事業等に参加し、計画推進の支援を積極的に行っております。

○直近年度における推進会議等への参加数(再掲)

平成28年度 延54回訪問 平成29年度 延53回訪問

平成30年度 延39回訪問 平成31年度 延15回訪問 ※平成31年度は9月末現在

(2) 区政運営方針との連携について

重点事業を中心に、各分野（子育て、障害、高齢者支援）の支援や事業を実施しております。

①高齢者支援・介護予防支援

- ・介護予防普及強化事業の実施
- ・元気づくりステーション運営支援（綱島東地区・大曾根地区自主活動移行期）
- ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
- ・認知症サポーター養成講座の開催（中学校、銀行、老人会、町内会など）

②子育て支援

- ・赤ちゃん会
- ・離乳食教③室
- ・子育て支援者会場
- ・パパの子育て教室
- ・サークル活動支援 他

③要援護者支援

- ・一人暮らし高齢者見守り事業
- ・要援護者支援

（ひっとプラン港北地区計画事業も含む）

④障害児者支援

- ・こうほくなつとも 他



港北オープンガーデン

⑤緑のカーテン植栽と周知活動他

- ・港北オープンガーデンに参加
- ・隣接する「樽町しょうぶ公園」の管理支援。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域福祉保健計画や地区社協計画等により、地域住民主体での活動は積極的に行われているが、活動すること自体が目的となったり、目的が見えなくなったりする場面もあるため、その都度、活動目的や活動による効果を、言葉や書面にして伝えていく必要がある。

区や区社協と毎月開催する定例カンファレンスの充実を図り、支援方針の協議を4ヶ月に1回行うなど定例化することにより、5職種全員が、地域課題や支援方針について共有し、地域活動に参加する際に、必要な助言やサポートを行えるようにする。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

今年度も高齢者、障害児者、子育て支援を中心に区役所・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を実施しています。

定例事業については、利用者のご意見ご要望に耳を傾け、現状にとらわれず、さらに内容の発展充実をさせ、地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めています。

（1）高齢者支援事業

各地域の関係団体（民生委員・保健活動推進員など）に協力をしていただきながら、地元の拠点等を利用し、介護予防事業を実施しており、そこから多くの自主グループを立ち上げました。今後も、地域の実情に合わせた形で、課題や対象者を見極めながら、社会資源としてのグループ化を目指し、各事業の企画運営を行います。

①主な自主グループ、自主運営化団体

- ・ミニデイサロン「ふれあい広場花しょうぶ」
- ・介護予防体操サークル
 - 「すみれのびのび体操」、「さわやか」、「はなみずき会」、「師岡いきいき体操」、
 - 「大曾根らくらく体操」、「グリーンサラウンドシティ綱島はつらつ健康体操」
- ・元気づくりステーション 綱島東地区（1か所）大曾根地区自主活動移行
- ・スリーAたる（スリーA 支援者養成後の自主サークル）
- ・数独会（介護予防目的の会）
- ・「ウクレレサークル・ルア」（高齢者の生きがい作りサークル）

(2) 障害児者支援事業

余暇活動について、区内ケアプラザをはじめ、区社協、区役所、地域活動ホーム及び、港北区地域自立支援協議会の協力の下、年齢やエリア等を区切りながら、数多くの事業参加機会が増えてまいりました。

①障害児余暇支援事業

- ・「こうほくなつとも（区域）」
- ・「こうほくからふる（区内6ケアプラザ共催）」
- ・「たるとも（樽地区社協主催）」
- ・「にじいろ（高次脳機能障害のサークル支援）」

②精神福祉保健サロン

- ・「ミニ樽サロン」

③中途障害者、高次脳機能障害支援

- ・「P Cてまりの会（パソコンサークル）」
- ・「家族の集い」
- ・支援者向け研修会（民生委員児童委員協議会・ケアマネジャーなど）

これらの事業を通じて、地域住民の障害児（者）の理解や、当事者やご家族が、共に地域の一員としての繋がりをもっていいただく機会としての橋渡しが出来る仕組みを構築します。

(3) 子育て支援事業

年少人口比率が一番高い樽町地区をはじめ、他地区もマンション等の集合住宅が急増する中で、子育て支援に関するニーズも多いプラザとなっています。これまでに区役所担当保健師の方々と共に、地区の主任児童委員やボランティア、関係機関と連携しながら、様々な事業やイベントを実施しております。

主な子育て支援事業

①パパと一緒に遊びましょう

家族参加型の内容（親子遊び、読み聞かせ、プール遊び等）で参加者同士による情報交換や交流を図ってもらう。

地域子育て支援拠点「どろっぷ」にてグループ化されたパパサークルと連携を図り、ケアプラザを地域デビューの窓口、パパサークルへの参加でステップアップできるよう、交互に開催している。

②みんなのたまり場（世代間交流サロン）

乳幼児から高齢者まで誰もが集まるサロン。毎年「夏まつり」と「クリスマス会」及びミニ企画では高齢者も参加しやすい企画とし、より一層の交流の場としてのきっかけを設けていく。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、地域に身近な活動団体としてのPRの場を設けています。そして掲示団体に対しては、社会資源としてケアプラザを活動拠点に、地域住民に広く活動や参加の場を提供。そして、ケアプラザの各種事業（自主事業・デイサービスなど）や区内の他CPとも情報交換を密にとりながら連携し、各利用団体に対して活動の場を提供します。

また、全ての団体に対して、福祉保健活動への提案や、施設や地域でのボランティア活動の場の提案も随時行っております。さらに、「たるまち芸術祭（活動発表会）」も企画し、日頃の福祉保健団体としての成果や達成感を感じてもらい、それぞれの意識高揚もねらっています。

参考実績（再掲）

（1）登録団体数（合計97団体）※令和元年12月31日現在

（内訳）福祉保健活動団体：58 福祉保健協力団体：30 利用目的外団体：8

法人福祉保健目的団体：0 法人福祉保健目的外：1

（2）直近年度の利用者数及び、利用件数と稼動率 ※平成31度は12月末現在

平成28年度 23,556人 1,189件 全体：40.5%（昼間：49.5%・夜間：7.0%）

平成29年度 24,168人 1,324件 全体：46.6%（昼間：56.0%・夜間：11.7%）

平成30年度 23,509人 1,314件 全体：46.2%（昼間：54.9%・夜間：14.4%）

平成31年度 15,320人 848件 全体：44.6%（昼間：52.8%・夜間：13.6%）

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア登録者や団体については、引き続き活動支援等を行い、皆様がよりやり甲斐の感じられる場の提供を心掛けます。さらに定例事業を通じて、参加される方々から、さらなる担い手を発掘・育成します。

また、次世代育成にも重点を置き、エリア内の小中学校等に対して、地域の子どもたちや学生を広く受け入れ、福祉保健の啓発や今後の活動の第一歩にしてもらいます。

そして、各種事業の運営に関しても引き続き、地域で活動している体操サークル、囲碁将棋サークル、子育てサークル、民児協や老人会等の方々と協働しながら実施し、より地域に身近な活動として位置づけ、多くの方がボランティア活動を自然な形で、気負いなくライフサイクルの一部に位置付けられるような、参加の仕組みと環境を整えます。特に当施設の特長となる、緑に恵まれた環境を活かし、開所以来「園芸ボランティア」の養成に力を入れております。

今後、介護保険法の制度改正に伴い、インフォーマル活動が制度を支える根幹として、位置づけられる中、ボランティア活動を中心とした地域力の向上を地域住民と共に目指します。そして、地域包括支援センター職員と共に、既存のボランティア団体の活動支援を行い、さらに、それらの活動やひとつプラン港北、地区民児協等の会議や活動の場等を通じて得た地域の課題を把握しながら、人材発掘に努めます。

※「シニアボランティアポイント」の受入れ施設
にもなっております。

〈参考実績やボランティア養成について〉

- ・ボランティア登録者数

個人：78名 団体：27団体

※令和元年12月現在

活動内容

- ・「ガーデンサークルほほえみ
(園芸ボランティアグループ)」
- ・「みんなのたまり場夏まつり・クリスマス会」
などのイベント
- ・「パパと一緒に遊びましょう」などの事業



たまり場クリスマス会

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域の情報収集及び情報提供については、常に関係機関や各種団体組織等様々な機会を通じて情報の収集や情報の発信等行っているところです。

地域包括支援センター職員と地域活動交流及び生活支援コーディネーターが、日常業務と位置付けている、地区民児協定例会やひつとプラン港北推進会議への参加をはじめ、地域のインフォーマル活動に積極的に訪問し、情報収集や情報提供に努めています。そして、施設内においても、地域住民の視点を持ちながら、引き続き地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者にも情報発信をします。

また、施設のホームページ・ブログや、地域独自のインターネット上のホームページ等の様々な媒体も活用しながら、施設内外の情報を幅広い世代にもれなく発信が出来るよう工夫をしています。

(1) 情報収集等

直近年度における地域への訪問件数

※民生委員定例会、ひつとプラン、その他：地区社協、サロン、老人会、イベント等

平成28年度 延220回訪問

(民生委員定例会：46回／ひつとプラン：54回／その他：120回)

平成29年度 延187回訪問

(民生委員定例会：173回／ひつとプラン：53回／その他：82回)

平成30年度 延 59回訪問

(民生委員定例会：47回／ひつとプラン：39回／その他：87回)

(2) 情報提供等

- ・各地区で発行される広報紙やイベントカレンダー、さらに地区で開設したホームページにも事業などを掲載し、より細かく地域への周知を図る。
- ・施設内に地区ごとのコーナーを設け、活動状況をPR。
- ・ケアプラザ広報紙に「ひつとプラン港北情報」と題した活動紹介欄を適宜設け、情報発信に努めます。
- ・インターネット上ホームページやブログを随時更新しながら、施設事業や地域活動を紹介。
- ・各種事業やイベントの場で、参加者へ福祉保健に関する情報や地域の情報等を紹介。
- ・町内会未加入のマンションに対し、目的外利用で来館された際に、ケアプラザ広報紙やその地区の情報紙を了解のもと配布。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・生活支援コーディネーターは綱島地域と樽町・大曾根・師岡地域と分担して情報収集を実施しています。連合町内会や地区社協単位での事業については把握できているため、現在は単一老人会の情報収集を実施中。そのうえで、リストやマップなど見える化し、地域活動交流コーディネーターや地域包括支援センター3職種、所長を交え、多角的に分析を実施していきます。
- ・玄関前プロジェクトを通して、地域住民（高齢者含む）ニーズ把握も継続します。
- ・今後、単一町内会における地域住民の助け合い活動についても細かく情報を収集し、課題分析を実施していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・エリア内にある「港北区生きがい就労支援スポット」及び、NPO法人げんき「ともだちの丘」（障害者地域活動ホーム）NPO法人びーのびーの「港北区地域子育て支援拠点どろっぷサテライト」等との連携、情報交換の継続。
- ・地域におけるイベント情報をインターネット含む多様な媒体からキャッチし、可能な限り参加して情報収集し、連携できる可能性について所内で検討。
- ・区内生活支援コーディネーター連絡会を利用して、区域での社会資源の把握と分析を実施。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

地域アセスメントの結果も踏まえて、それぞれの地区ごとに、地域の関係機関や組織、既に取組んでいる話し合いの場を活用しながら、課題解決に向けた協議を進めていきます。また、包括レベル地域ケア会議などでも地域課題などを話し合っていき、各関係機関、既存の団体組織などの活動支援のサポートをしていきたいと思います。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

- ・地域包括支援センター3職種や地域活動交流コーディネーターが地域で収集した情報を共有し、まずは担い手不足により継続困難な活動に対してアプローチしていきます。
- ・貸館利用問合せ等を活用して、自助・共助を目的とした居所活動の場所となれるよう、働きかけていきます。
- ・単一町内会レベルでの活動、広域での活動それぞれの良さや弱点を明分析し、横の繋がりを作ることでコラボレーションを実施し複数回の活動をするなど、継続や発展を支援していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

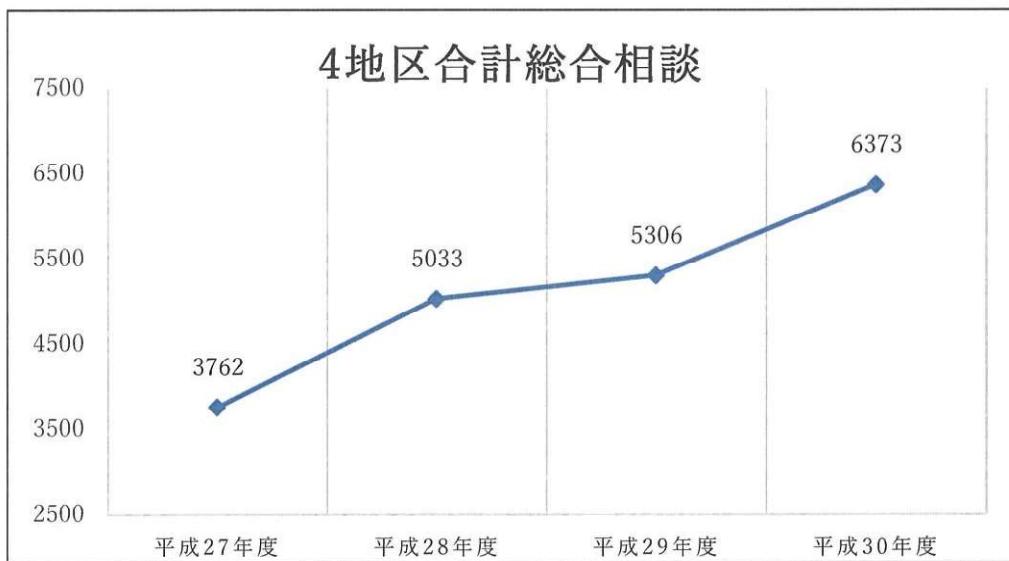
地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域の適切なサービス機関や制度の利用につなげる支援を行います。その一つとして5地区の民児協定例会や4地区の地域行事に参加し、相談しやすい環境づくりを行い、また地域の情報収集も行っています。相談支援をするにあたり、研修等へ積極的に参加しながら職員の資質向上にも努めています。

総合相談年間件数

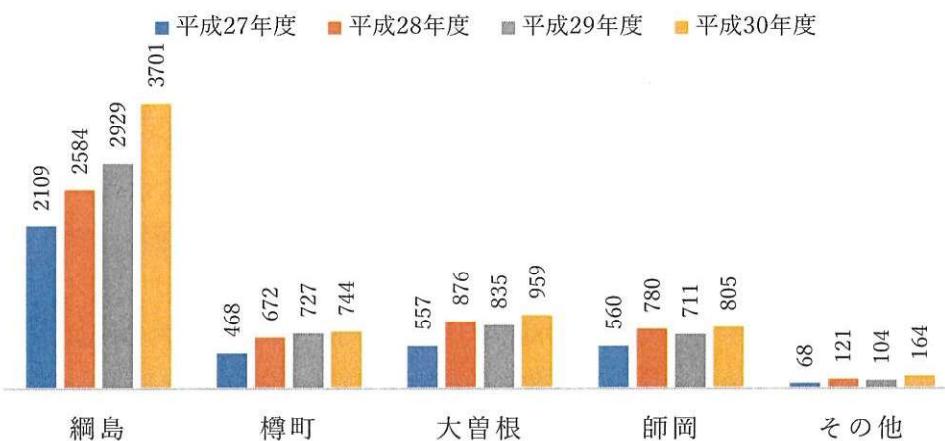
平成27年度	3,762件
平成28年度	5,033件
平成29年度	5,306件
平成30年度	6,373件

※横浜市内地域包括支援センター

平成30年度 ケアプラザ1館当たりの
年平均件数 1,743件



年度別・地区別総合相談



イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で暮らし続けることができるよう、認知症キャラバン・メイトが主体となりアンケート調査を実施。そこで得られたニーズに基づき商店街に向けて認知症サポーター養成講座を開催。また地域住民・学校・金融機関等に向けても継続的に開催し、認知症についての正しい理解と対応についての普及啓発にキャラバン・メイトが主体的に努めることが可能となるよう支援しました。今後も引き続き認知症サポーター養成講座をはじめ、スリーA活動の継続と自主化へのサポート、介護者のつどい等を通じて、認知症の方や家族への継続的な支援を行っていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(1) 高齢者虐待の未然防止・早期発見と適切な対応・養護者支援

高齢者虐待防止ハンドブックの普及啓発や関係機関との連携強化のための会議、研修を実施し、高齢者虐待の早期発見、対応、継続的な支援を行っていきます。支援における役割分担を明確にし、関係機関と連携し適宜必要な対応を行っていきます。

(2) 成年後見制度やエンディングノートの利用促進

成年後見制度について、個別相談会や広報活動等を通じ普及・啓発を行っています。また港北区成年後見サポートネットの参加、協力により日頃より関係機関と連携しながら支援を行っていきます。引き続き地域住民、関係機関と連携を図り、成年後見制度の利用促進のため無料相談会や講座の開催、エンディングノート普及啓発を行っていきます。

(3) 消費者被害への対応

地域住民や関係機関との連携により、消費者被害の未然防止から発生時の対応まで適切に行っています。地域住民や地域の福祉保健関係者や居宅支援事業所等より、消費者被害の報告があがっている現状もあり、地域住民や福祉保健関係者等への消費者被害の情報提供、相談先の周知を行っていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域共生社会の実現に向けて、介護保険や高齢者福祉関係のみではなく、子ども、障害者、生活困窮者支援機関等、多岐に渡る分野で制度横断的に、地域包括支援センター圏域単位のみではなく、市町村単位や都道府県単位等、様々なレベルでの共同実現が必要となっています。

樽町地域ケアプラザ圏域も高齢者は望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な課題があることから、高齢者が本人の機能や能力を最大限に活かし、その人らしい自立した生活を継続可能とするために本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助していくマネジメントを展開していきます。対象となるすべての高齢者等にマネジメントが必要な実践が可能な環境整備と、そのケースに合わせた個別ケアマネジメントを行っていきます。ケアマネジャーがついていない場合は、直接個別支援を行っていきます。

実現可能にするためには、高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療等、地域の関係機関との連携によりネットワークを構築の強化を図ります。

福祉施設・医療機関・在宅を通じた地域における包括的継続的ケアマネジメントを実施するため、日頃より関係機関との連携やケアマネジャー間とのネットワーク、福祉保健団体等の協力等の支援を行います。積極的に地域に出向き、インフォーマルサービスとの連携を強化とともに、地域活動交流とも連携しながら地域に向けて啓発や情報発信をしてインフォーマルサービスの充実を図っていきます。

また、連携体制づくりは、支援チームと連携するため公正・中立な立場で行い、ケアマネジャーへの支援として、対処ができない困難で複雑なケースで、さまざまな地域資源の活用が必要な場合には、地域ケア会議を活用したケアマネジメント支援を積極的に行っていきます。

ケアマネジャーの実践力向上支援として、ケアマネジャーからの相談内容や利用者及び家族等からの苦情等からニーズを把握し、ケアマネジャーの資質向上を目的とした研修の開催支援、圏域のケアマネジャー対象にケアマネジャー同士の顔の見える関係性の構築をより強化していきます。

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的・継続的な在宅医療・介護を提供することが重要と考えています。

このため、医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、港北区役所、港北医師会、港北歯科医師会、港北薬剤師会、訪問看護連絡会、港北区在宅医療相談室、港北区在宅歯科相談室、港北事業者連絡会、地域包括支援センターが、高齢者支援ネットワークの会において連携しています。

定期的に世話人会を設け、地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案、地域の関係者との関係構築・人材育成、それに基づいた取組みの実施を行っています。

円滑に行われるよう、多職種間の相互の理解、情報共有を十分に行っていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

高齢者のニーズに応じて、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守り等の生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせて提供し、地域社会全体として24時間365日を通じた対応が可能なシステムである地域包括ケアシステム構築のためのツールの一つとして地域ケア会議を活用していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助、互助、公助の適切なコーディネート及び資源やサービス等の開発により地域包括ケアシステムを実現可能にしていきます。

そのためには、ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業、孤立死とその防止のための見守り体制、自治会、町内会、地区社協、民生委員、老人クラブ等、地域住民が主体となって実施する地域活動（訪問活動、サロン、趣味活動等の居場所づくり）を連携協働していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

人員確保・育成

現在、専従のパートタイム職員7名、包括三職種で業務を行っています。総合事業に移行となり、業務の量は増えてはいますが、包括専従の事務員1名も配置してサービスの質を保ちながら必要な人員を確保できています。今後も今までと同様に、所内・法人内の人材の登用や新規採用を適宜実施していきます。

育成については、積極的に研修会に派遣します。一人ひとりの利用者のケアマネジメントについては、毎朝、包括内ミーティングを実施し、情報共有および情報交換を行い検討も行っています。チームでコミュニケーションを図り、サービスの質を高め、職員のモチベーションの維持を大切にしています。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント指針に基づき業務を行っていきます。月に一度、業務改善会議を開催して業務の効率化についての検討や、より質の良いサービス提供を行えるようにチームの課題に対する包括内研修を実施しています。

業務委託の考え方

居宅介護支援事業所の多くは、介護予防支援委託に関してどちらかというと積極的ではない状況にあると思われます。そのため日頃から事業所ケアマネジャーとの顔の見える関係性を積極的に行っており、良好な関係性が構築できていると考えています。委託先の居宅介護支援事業所を対象として、年に一度、介護保険制度改革等や介護予防プランについての疑問等を解消すること、顔の見える関係性構築を目的としてケアマネジャー同士、ケアマネジャーと包括との意見交換会を実施しています。今後もより良い関係性を築くために維持していきます。

委託業務選定方法について

基本的に要支援認定の利用者は包括で介護予防プランを受け入れて担当しています。利用者の希望で他の居宅介護支援事業所を希望した場合は、委託業務を依頼している現状です。

委託の必要性があった場合には、居宅介護支援事業所を紹介ではなく情報提供を行い、利用者及

び家族で検討してもらい、自己決定してもらうよう行っています。

介護予防を進めるために計画

フォーマルサービスありきの介護予防プランではなく、アセスメントを正確に行い、ニーズを把握したうえでフォーマルサービス、インフォーマルサービスに繋げます。そのために地域交流との連携を図り、地域の情報を把握していきます。そのためには、月に一度の五職種会議、三職種会議において地域の情報共有や情報交換等を行っていきます。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、ご利用者の主体的な活動と参加意欲を高める働きかけをします。個々の高齢者の状況に応じて、具体的な目標を明確にし、総合的効果的な支援計画を作成します。さらに、地域の社会資源を活用するとともに、介護予防の観点より「非該当」から「要支援者」まで連続的で一貫したマネジメントを実施していきます。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントプラン

H27年 4,906名(要支援1:2,523名 要支援2:2,383名) 月平均408.8名

H28年 4,637名(要支援1:2,068名 要支援2:2,569名) 月平均386.4名

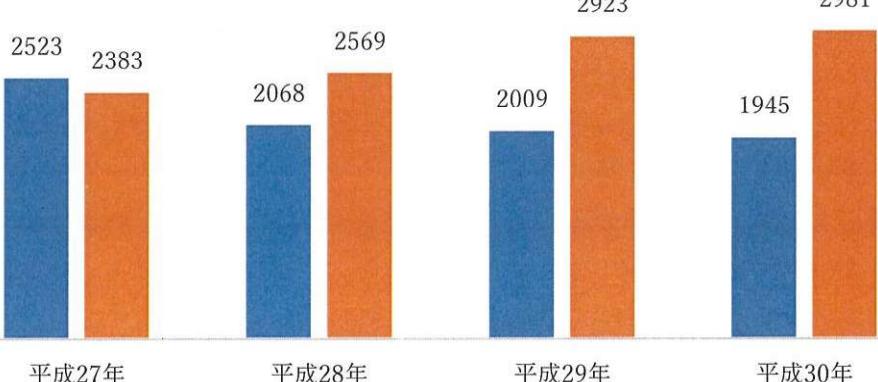
H29年 4,932名(要支援1:2,009名 要支援2:2,923名) 月平均411.0名

H30年 4,926名(要支援1:1,945名 要支援2:2,981名) 月平均410.5名

※平成30年4月審査分横浜市地域包括支援センター 月平均185.2件

要支援者等の介護予防ケアプラン作成件数の推移(延べ)

■要支援1 ■要支援2



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続する事ができるよう、かつ健康寿命を延伸することができるよう、ロコモ予防だけではなく口腔ケア、栄養、スリーAなどの講座を開き様々な視点から働きかけます。

地域介護予防活動支援においては、講師の派遣調整など介護予防グループの運営に関する継続的支援を行い、また地域の状況を見極めながら、地域包括支援システム構築のため、徒歩圏内に新たな活動拠点の立ち上げを目指していきます。

介護予防の人材育成にも着目し、養成講座の実施や地域に密着して関わりをもっている団体や地域役員などに協力を依頼していきます。

地域の介護保険外の社会資源を活用するとともに、介護予防の効果を高める視点から、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫したマネジメントを実施していきます。なお、事業実施にあたっては、地域診断をもとに課題を抽出し、事業計画を立案していきます。

事業実施内容

・平成27年度

- ①グリーンサラウンドシティにおける元気づくりステーションの立ち上げ
- ②2期における口腔ケア、栄養、ロコモ予防の総合的な運動プログラムの導入

・平成28年度

- ①大曾根地区介護予防講座」実施（体力向上プログラム）
- ②大曾根地区保健活動推進員との協働
⇒講座終了後、保健活動推進員支援により2回/月の体操講座を自主活動化

・平成29年度

- ①師岡地区を対象に師岡コミュニティハウスでの介護予防講座の開催
- ②腸内細菌に関連したおなか元気教室の開催（ヤクルト）
- ③コーヒー博士を講師としたコーヒー講座の開催
- ④コグニサイズ講座（認知症予防）の開催
- ⑤スリーA支援者養成講座の開催
⇒講座終了後、1回/月のスリーA活動の自主化

・平成30年度

- ①開催地域を変更して総合的な介護予防講座の開催
前期：樽町地域ケアプラザ
後期：綱島地区センター
- ②港北区初の数独講座の開催
⇒開催後も数独講座を単発で開催し、自主化
- ③樽町しょうぶ公園を利用したウォーキングレッスンの開催
- ④スリーA支援者養成講座の開催
⇒師岡地区でのスリーA活動の自主化へ移行中
- ⑤薬局との共催で60代からの健康生活講座の実施

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

地域包括支援センターを核にするネットワークづくりと、区エリア、市エリアとするネットワークづくりを連続させて位置づける必要があります。地域包括ケアシステム構築を実現するためには、地域包括支援センターエリアでのネットワークを中心に、小学校区や日常生活圏域、区、市のネットワークが重層的に連続性をもって構築されていく必要があります。

地域課題を基に生活支援サービス等の新たな社会資源の開発や政策提言につなげ、そのためにはPDCAサイクルが必要です。PDCAサイクル計画に基づき、積極的に生活支援サービスの開発に関与していきます。同時に地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターも含めた5職種で、各地区の「ひっとプラン港北地区別推進会議」や地区民児協定例会、地域のインフォーマルサービス等の運営会議への出席や協働をしながら、地域の課題把握や情報収集並びに活動支援していきます。

一方、地域包括支援センター3職種がケアマネジャーやサービス事業所への地域の情報提供を随時行っています。さらに、「地域密着型デイサービス運営会議」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営推進会議」「小規模多機能居宅介護」「認知症対応型共同生活介護運営推進会議」に出席し、地域情報を共有及び提供しながら地域との顔の見える関係構築の橋渡しを行っています。

このような働きかけを毎回出席して継続的に行いながら、それぞれ個々の分野のネットワークから、福祉・保健・医療、さらには地域へつながる地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者の意思、心身の状況、置かれている環境に応じて利用者が自立した日常生活を営むことができるすることを目標として、介護保険の法令を遵守し居宅サービス計画を作成します。利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、関係機関・事業者、施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めています。

また、地域包括支援センターと連携し、今後増加が予測される認知症患者を含む世帯・障害者の子供含め世帯ごと支援が必要なケースを積極的に受け入れ、必要に応じて小規模多機能事業所との連携も図っています。さらに介護予防支援事業所とも連携を図り、要支援であっても急速な病状変化が予測される方や、体調不安定な方を積極的に受け入れています。

現在専従3名のケアマネジャーで業務を行っており、土日祝日もシフトで勤務することにより、就労・遠方の利用者家族のニーズに対応できる体制ができています。定期訪問以外でも緊急時には迅速に訪問して対応し、家族や関係機関への連絡を行います。また、区保健福祉センターの担当者や、民生委員等と日々の業務の中の連絡・相談で連携をとり、幅広い視野での支援・見守り体制を築きます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

サービスメニュー

残存機能の維持・向上を目的に、居宅介護計画書を基に通所介護計画書を作成し、機能訓練を意識した日中活動や集団レクリエーション・入浴・食事・送迎を提供します。

機能訓練を目的とした、季節を感じられる小物作りの提供や午前中に2回、午後に1回以上の体操を実施しています。その他、利用者の希望に沿った活動を支援します。

運営方針

- ① 住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、受入れの体制を常に整えています。
- ② 利用者の人権、プライバシーに配慮しサービスを提供します。
- ③ 同性介助を実施します。
- ④ 医療面や認知症対応面で他の事業者では受け入れが困難な場合は、公的な役割を認識して、体制を整え積極的に受け入れます。

事業計画

- ① 運営方針をもとに、ケアマネジャー、サービス事業所だけでなく、地域との連携、区や地域包括支援センターとの連携、保健・医療機関やその他の関係機関との連携を充実させることを推進します。
- ② 認知症対応実践者研修や認知症対応リーダー研修の修了者が年に1回職員に対する研修を行い、認知症対応の質の向上に努めます。
- ③ 介護技術、緊急対応、感染症防止、運転技術などの内部研修を計画的に実施し、必要な技術を習得します。

定員

通所介護・横浜市通所介護相当サービス：1日あたり 50名（令和元年1月現在）

送迎範囲

綱島・樽町・大曾根・師岡とその周辺

利用者年間延べ人数

通所介護・横浜市通所介護相当サービス

H28年 12,214名 一日平均 34.02名

H29年 13,182名 一日平均 36.71名

H30年 13,048名 一日平均 36.34名

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の額は「提案額」ではありますが、「上限額」が設定されており、現指定管理期間においても、業務・事業の必要性に対し必ずしも充分ではありません。

また、他のケアプラザに比べ地域包括支援センター職員配置も多く、一人当たりの「提案額」が少ないとことから利用収入の投入をしなければ大変厳しい運営となっていますが、ここ数年通所介護事業の利用料金収入が思うように投入できていない状況となっています。

しかしながら、多様な福祉課題に対処する社会全体の財源がそもそも限られている中では、当法人の理念、社会福祉法人としての社会貢献の責務に鑑み、利用料金等、充当可能な収入を得られるよう努力し、得られた場合収入を必要に応じて活用し、地域ケアプラザの機能を最大限発揮するよう努めます。

一方の経費は、節約・効率と重点配分を心がけます。業務の特性上、人件費や、その育成・研修費は最大かつ最重要です。

特に多様化する相談援助業務に関する研修やより深い知識が必要な認知症に関する研修については、積極的に参加し、常に新しい情報や内容を職員全体に周知し地域における役割を果たします。

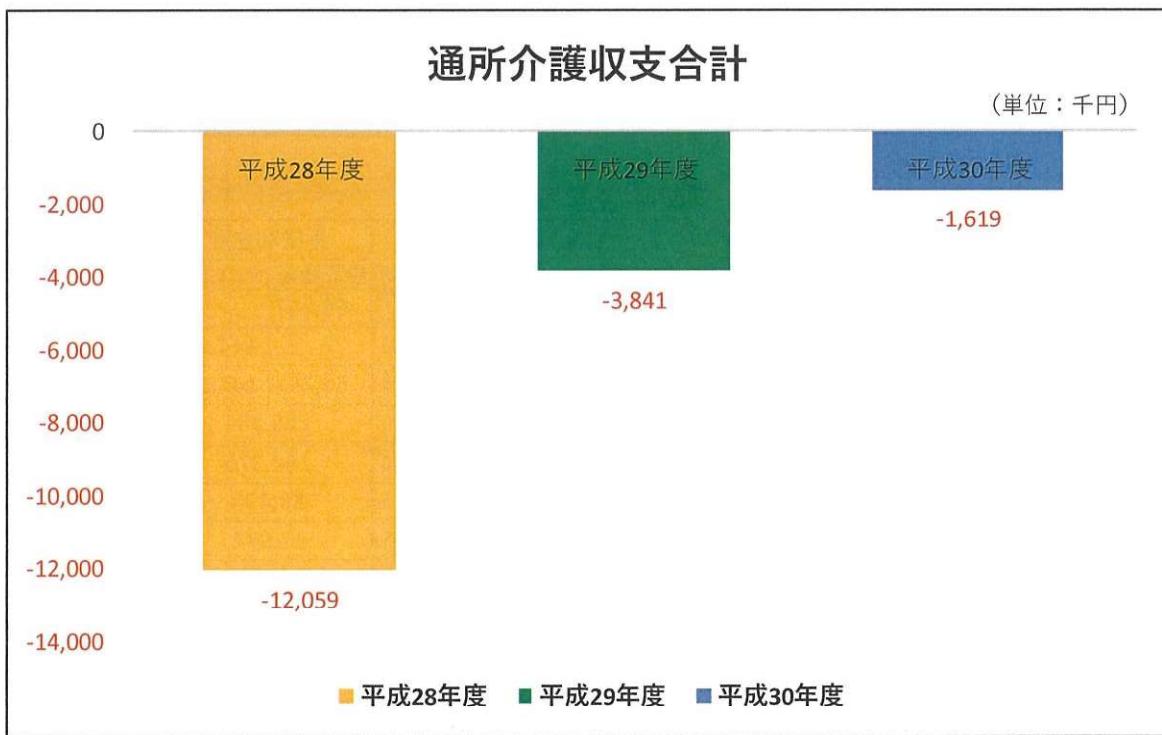
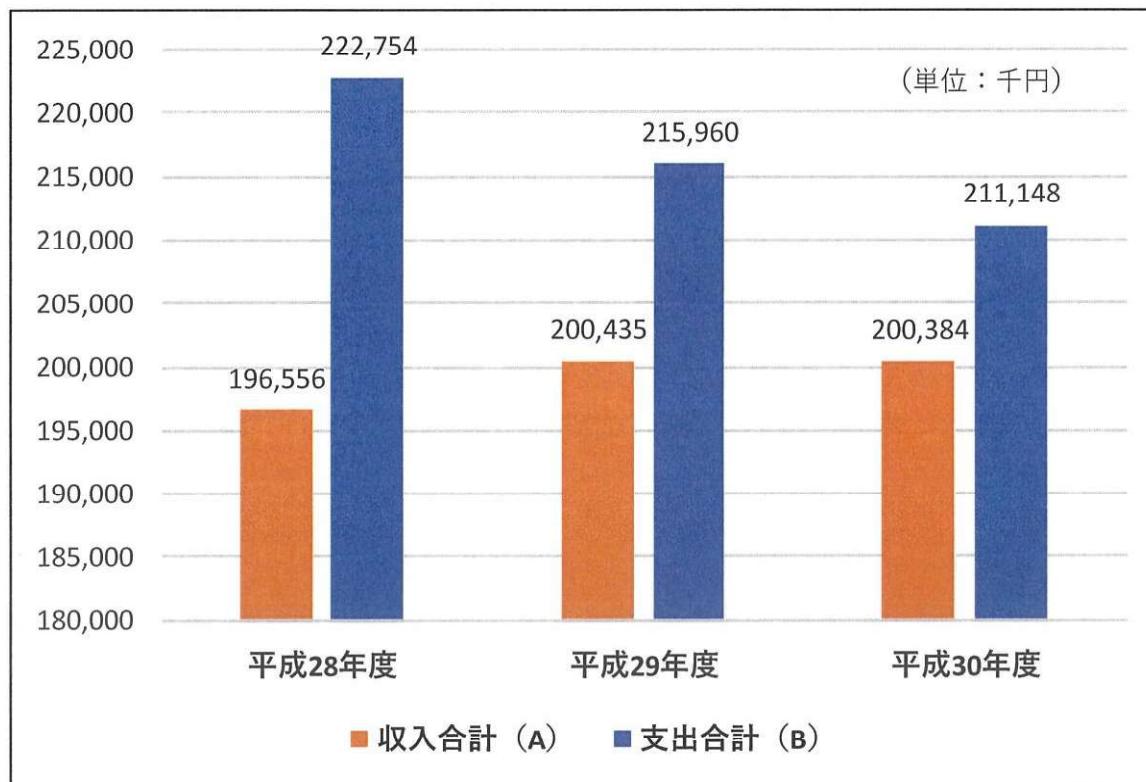
また、貸館は、地域住民の活動を支援するために、きれいで、使いやすく、安全であることが必要ですので、清掃・保守・修繕等、適切に実施します。

当ケアプラザは、現在、築17年超となります。地域のための施設ということを忘れずに、維持管理を徹底します。次の指定管理期間も、同じ努力を続けていきます。

また、万が一の事故等の場合に適切に責任が果たせるよう、充分な賠償保険に加入します。災害時に福祉避難場所の役割を担うため、(財源は異なりますが) 備蓄を管理し、職員研修を行います。

(単位：千円)

過去3年分収支報告								通所介護支出削減目標21%減	
	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	委託事業	介護保険事	内通所介護	委託事業	介護保険事	内通所介護	委託事業	介護保険事	内通所介護
指定管理料収入	55,308			57,932			56,247		
介護保険収入		141,248	117,729		142,503	120,606		144,137	118,032
合計	55,308	141,248	117,729	57,932	142,503	120,606	56,247	144,137	94,880
収入合計（A）	196,556		117,729	200,435		120,606	200,384		118,032
人件費	175,449		93,986	169,198		94,015	162,375		86,210
事務費	28,599		15,753	28,965		13,973	30,498		16,908
事業費	18,470		16,901	17,555		16,459	17,974		16,533
その他	236		3,148	242			301		
支出合計（B）	222,754		129,788	215,960		124,447	211,148		119,651
収支合計（A） - (B)	-26,198		-12,059	-15,525		-3,841	-10,764		-1,619
									356



(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

現在同様、次期指定管理期間においても、コスト意識を持って節約できるところは最大限節約し、指定管理料収入で該当の業務をまかぬ努力をしつつ、人件費や研修費、また、市民の財産である建物・設備の保守管理・修繕には、必要に応じて利用料金収入を投入し、ケアプラザの設置目的に資する運営を目指していきます。

利用料金の収支の活用

通所介護事業では、度重なる介護報酬の改訂による収入の減少や毎年上がる最低賃金、また、利用者の重介護や医療処置の方の多さなどによる職員配置など、ここ数年は思うような収支が取れず、利用料金収入の投入が思うようにできず赤字経営が続いています。現状厳しい状況が続いているますが、我々は次期指定管理に向けて経営改善を実行していきます。

先ず、通所介護の改善を行います。これまで、地域の方の利用を多くお受けしてきましたが、担当させていただいている地域にもデイサービスが多く出来ていることもあり、一通りの役割は果たしたと感じています。

そこで、利用者定員を下げ、職員配置を見直し、一人あたりの利用料金単価高い人数での運営をし、通所介護事業収支の改善に努めてまいります。

運営費等を低額に抑える工夫

業務委託契約や物品購入・リースについては、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底するとともに、当法人の他事業所と合同入札を実施する等、さらに経費節減につながる工夫をします。また、水道栓やトイレ流水の節水装置設置、ガスや電話・事務機器リースの契約の見直し等、今まで様々な業者の節減提案を真摯に検討して有効なものは取り入れてきましたが、今後も同様にしていきます。

その他の具体的工夫

- ・水道光熱費について、数年間分をグラフにして比較対象とし、具体的な削減目標や対策に活かしています。
- ・少しでもガソリンの節約を行うため、送迎ルートの見直しや利用者数に応じて使用台数を減らすなどの努力を行っております。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

実績内容

(1) キララまつり

開所17年を迎える、ケアプラザの目的や役割等を地域の方々に広く知っていただき「地域の福祉保健の活動拠点」の周知と地域の方々との信頼関係を構築しております。

平成29には開所15周年記念行事「キララまつり」を地域と一緒に開催し、毎回その参加者が増え続けて地域に根づいた「まつり」として定着しています。参加者及び関係者、延べ470名を越える地域の方々で賑わい地域ケアプラザに対する理解や信頼がさらに深まり「地域との顔の見える関係」「地域の支えあい」ネットワークの構築も着実に進展しています。



(2) 福祉まつり

福祉まつりを通じてこれまでに構築した地域の皆様とのつながりや信頼関係を高め、さらに、各地区の皆様の福祉保健活動の充実、向上に寄与することを目的として周年行事である「キララまつり」を実施する年以外は「福祉まつり」を実施いたします。令和元年度実績：来場者約350名

開所15周年記念行事「キララまつり」

(3) 地域支援

我々が目指す地域福祉は、高齢者・障害児(者)・児童などと分けて考えるのではなく、「住民の誰もが安心して暮らせるように」という視点に立つことです。その中で、高齢者支援、子育て支援、障害児(者)支援などの事業を積極的に実施することにより「地域における福祉保健の活動拠点」としての理解・認識が着実に広がっていることについて各種事業を通じて実感しています。

(4) たるまち芸術祭

ボランティア団体の活動発表会の場として開催。日頃から樽町地域ケアプラザとの関わりや活動をされているボランティアの方々に参加していただき、地域の方々との交流の場として開催いたしました。※令和元年度参加者：約200名

(5) 指定管理者に対する「第三者評価」の受審について

平成30年度に公の施設のより良い施設運営と市民サービスの向上を図るために民間評価機関による第三者評価を受審いたしました。

その結果は、すべての領域で適切に管理運営していると評価していただきましたが、今後も引き続きより良い施設運営と市民サービスの向上に職員一丸となって努力いたします。

(5) 港北オープンガーデン参加

事業を通じて地域に身近な施設であることを住民に理解していただいております。

自由に2階の庭園を見ていただき他の住民や職員との交流を図り、園芸ボランティア活動を地域の方に知っていただきました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年度～平成30年度職員配置実績

	主任ケアマネジャー2名		社会福祉士2名		保健師等2名		地域活動交流コーディネーター1名	生活支援コーディネーター1名
配置日数	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095	1095
28年度	365	365	365	365	122	365	365	365
29年度	365	365	365	365	274	365	365	365
30年度	365	365	365	365	365	365	365	151
実績	1095	1095	1095	1095	761	1095	1095	881
充足率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	69.5%	100.0%	100.0%	80.5%
						常勤充足率		93.7%

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市樽町地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,051,080
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	308,872
事業費(税込)		306,000
事務費(税込)		1,675,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	6,000,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	119,452△
施設使用料相当額 ※2		3,587,500△
合 計		17,108,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費（税込）		[REDACTED]
事務費（税込）		[REDACTED]
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	35,125,245
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	2,875,883
事業費（税込）		85,000
事務費（税込）		1,663,000
管理費（税込）	・光热水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	1,590,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	1,506,128△
合 計		40,589,000

※4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位 : 円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)		154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位 : 円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
内 訳	地域ケアプラザ運営事業(a)	17,108,000	17,108,000	17,108,000	17,108,000	17,108,000
	生活支援体制整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
	地域包括支援センター運営(c)	40,589,000	40,589,000	40,589,000	40,589,000	40,589,000
	一般介護予防事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
	合計(a)~(d)	63,653,000	63,653,000	63,653,000	63,653,000	63,653,000
内 訳	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	33,000,000	33,165,000	33,330,825	33,497,479	33,664,967
	居宅介護支援事業	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
	通所系サービス事業	85,500,000	85,825,500	86,151,977	86,479,432	86,807,871
	その他収入	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
収入合計 (A)		200,153,000	200,643,500	201,135,802	201,629,911	202,125,838
内 訳	人件費	138,125,000	138,608,750	139,093,951	139,580,608	140,068,725
	事業費	14,503,000	14,556,925	14,611,012	14,665,261	14,719,673
	事務費	26,949,000	26,949,000	26,949,000	26,949,000	26,949,000
	管理費	12,425,000	12,462,275	12,499,662	12,537,161	12,574,772
	消費税等	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000
	その他	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000
支出合計 (B)		198,252,000	198,826,950	199,403,625	199,982,030	200,562,170
収支 (A - B)		1,901,000	1,816,550	1,732,177	1,647,881	1,563,668

団体の概要

(令和2年2月25日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまきょうせいかい) 社会福祉法人 横浜共生会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-6 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式8同意書による）に使用します)
設立年月日	平成5年12月24日
沿革	平成5年12月 社会福祉法人横浜共生会 設立認可、登記完了 平成7年4月 横浜らいづ・新吉田地域ケアプラザ事業開始 平成12年8月 横浜市下田地域ケアプラザ事業開始 平成13年10月 しんよこはま地域活動ホーム事業開始 平成14年12月 横浜市樽町地域ケアプラザ事業開始 平成15年5月 花みずき事業開始 平成16年4月 地域生活支援センター海事業開始 平成16年7月 らいづ丘の上診療所開設 平成16年12月 地域活動ホームどんとこい・みなみ事業開始 平成21年6月 地域活動ホームガツツ・びーと西事業開始 平成26年5月 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス事業開始 その他、グループホーム22ヶ所、生活介護事業所/地域活動支援センター10ヶ所、障害児通所支援事業所1ヶ所を平成9年以降に順次開所。
事業内容等	第一種社会福祉事業 障害者支援施設 2ヶ所 第二種社会福祉事業 老人デイサービス/老人介護支援センター 3ヶ所 公益事業 障害福祉サービス事業30ヶ所 相談支援事業 4ヶ所/移動支援事業 1ヶ所 地域活動支援センター 4ヶ所/障害児通所支援事業1ヶ所 診療所 1ヶ所 / 地域生活支援事業 3ヶ所 居宅介護支援事業 4ヶ所/コミュニティハウス 1ヶ所 地域包括支援センター 4ヶ所 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業4ヶ所 収益事業 障害者の作品の販売 /介護用品等販売 /不動産貸付業

財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	3, 416, 359, 759	3, 534, 751, 731	3, 627, 283, 652
	総支出	3, 290, 925, 017	3, 520, 204, 503	3, 632, 433, 002
	当期収支差額	125, 434, 742	14, 547, 228	△5, 149, 350
	次期繰越収支差額	1, 436, 250, 642	1, 450, 797, 870	1, 445, 648, 520
連絡担当者	<p>【所 属】 法人本部 【氏 名】 [REDACTED] 【電 話】 045-592-1011 【F A X】 045-592-0105 【E-mail】 [REDACTED]</p>			
特記事項				